

1 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)				
【計画目標】 ・令和6年度までに、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもの申立てによる審議・調査の仕組みを構築 ・令和6年度までに、親権者等による体罰の禁止に向け周知等を推進				
取組内容		令和3年度の取組	令和3年度実績<令和2年度実績>	令和4年度の取組など
(①) 一時保護や代替養育における権利擁護の実施状況(子どもへのアンケート調査、子どもの権利を擁護する仕組みの活用状況等)				
ア	<p>「子どもの権利ノート」の充実・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・小学校3年生以上用 「施設で生活するあなたへ」 ・施設・小学校2年生以下用 「これからしせつでくらすあなたへ」 ・里親等・小学校3年生以上用 「里親さんの家で生活するあなたへ」 ・里親等・小学校2年生以下用 「これからさとおやさんのおうちでくらすあなたへ」 	各権利ノートを入所児童等に配付のうえ、施設での生活や子どもの権利等に説明し、相談したいことがあった場合は適宜、添付のはがきや意見箱等を活用するよう案内している。		
		<p>【一時保護児童】 就学児童に対して、権利ノートを示し、一時保護所職員から説明している。なお、同ノートは室内に常時掲示している。</p> <p>【施設措置児童】 施設に入所する際に、権利ノートを配付し、担当ケースワーカー(以下「CW」)から説明をしている。</p> <p>【里親委託児童】 権利ノートを配付し、CWから説明をしている。</p>	令和3年度 790件説明 <令和2年度 786件説明>	引き続き実施。
			令和3年度 222件配付 <令和2年度 116件配付>	担当ケースワーカーによる面接時に、権利ノート等を用いて子どもの権利等について説明を行う。
イ	自立支援計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・施設または子ども相談センターが、子どもの意見も踏まえ、自立支援計画を作成している。 <p>【施設措置児童】 こども相談センターが作成する援助方針に基づき、施設が全児童の自立支援計画を作成している。</p> <p>【里親委託児童】 こども相談センターが自立支援計画を作成している。</p>	R3年度 838件 <R2年度 791件> ※障がい児施設除く	引き続き実施。
			R3年度 96件 <R2年度 83件>	令和4年度から「里親委託推進等事業」を里親支援機関に委託して実施。自立支援計画の作成を里親支援機関が行っているが、作成にあたっては、こども相談センターの児童福祉司、児童心理司も交えて協議し、里親や委託児童、その保護者の意見を聴取して作成している。
		<ul style="list-style-type: none"> CWは、必要に応じて訪問し、子どもと直接面接をしたり、施設職員等との協議を通じて、子どもの状況把握をしている。 ・状況把握のために年1回、施設に全児童の保護状況調査票を配布し、回答を依頼。施設から要望がある場合は、こども相談センター職員(家庭復帰支援員)が施設を訪問し、調査を実施している。なお、調査及びCWの面接等を踏まえ、適宜援助方針の見直しを行っている。 	家庭復帰支援員の訪問による保護状況調査 ・児童養護施設・乳児院: R3年度 157件 <R2年度 129件> ・障がい児施設: R3年度 209件 <R2年度 183件>	引き続き実施。 引き続き実施。

1 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)				
【計画目標】 ・令和6年度までに、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもなどからの申立てによる審議・調査の仕組みを構築 ・令和6年度までに、親権者等による体罰の禁止に向け周知等を推進				
取組内容		令和3年度の取組	令和3年度実績<令和2年度実績>	令和4年度の取組など
工	施設等への第三者委員の設置による苦情解決の推進	全ての乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設(計25か所)において第三者委員を設置している。	R3年度 100% <R2年度 100%>	引き続き実施。
オ	施設における意見や苦情を言いやすい環境づくり	ホームページでの苦情解決内容の公表や施設内でのポスター掲示による啓発、施設が作成する入所のしおりに相談窓口等を記載し配付する等、苦情解決のための対応を行っている。	R3年度 100% <R2年度 100%>	引き続き実施。
②	市立の全小・中学校における児童虐待防止啓発授業等の実施	令和2年度から市立の全小・中学校にDVD等の教材を配布しており、引き続き実施。児童虐待防止啓発授業等を実施。	R3年度 小学校約4割実施、中学校約2割実施 ※残りの全学校については、学校集会等で校長の講話など、本事業の趣旨に沿った取組を実施。 <R2年度> 小学校約9割実施、中学校約7割実施	引き続き実施。
③	区役所子育て支援室等の職員及び子ども相談センター職員に対して、体罰によらない子育てを推進する職員研修の実施	保護者の中には、しつけと称して体罰や暴言等を行い、自覚がないままエスカレートして虐待にいたるケースがあるため、体罰によらない育児の重要性について、専門職による区役所職員向けの研修を実施し、子育て相談に対応する。	R3年度 1回実施(taems研修) 127名参加 <R2年度> 3回実施 77名	R4年度 1回実施(taems研修) 82名
④	「体罰等によらない子育ての推進のためのガイドライン」を踏まえた市民周知の実施	・各区役所において「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」、「体罰等によらない子育てを広げよう！」リーフレットを配架、「体罰等によらない子育てを広げよう！」ポスターを掲示。 ・各区役所職員が市民対応時に説明できるよう、「体罰等によらない子育てを広げよう！」リーフレットを配付。	R3年度 各区に「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」リーフレットを200部送付 <R2年度> 各区に「体罰等によらない子育てを広げよう！」リーフレットを200部、ポスターを1部ずつ送付。	引き続き実施。
		・保育施設等に「体罰によらない子育てを広げよう！」リーフレット又はポスターを送付。	R3年度 保育施設等に「就学前施設における児童虐待の未然防止・早期発見について」リーフレットを約1,500部送付 <R2年度> 「体罰によらない子育てを広げよう！」リーフレットを保育施設等約1,500か所に送付	新規開設する保育施設等や追加送付依頼のある保育施設等に対して、引き続き、「就学前施設における児童虐待の未然防止・早期発見について」リーフレットを送付予定。
⑤	大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証部会への報告・意見聴取	・前年度における被措置児童等虐待の状況報告及び意見聴取(年1回)を実施。	R3年度 2回 <R2年度 1回>	引き続き実施。
		・アドバイザーによる個別事案の意見聴取を実施。	R3年度 延べ10回 8事例 <R2年度 延べ5回 3事例>	引き続き実施。
⑥	児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みの構築	・児童福祉法改正の動きをふまえ、仕組みを検討。	-	今年度、国が調査研究を実施し、策定するマニュアル(権利擁護スタートアップマニュアル、意見表明等支援員養成ガイドライン)等をふまえ、仕組みを検討。

2 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組				
【計画目標】 ・区保健福祉センターにおける相談や、地域のこども・子育て支援メニューの充実(別紙1)。 ・児童家庭支援センターについて、令和6年度の計画中間見直しまでに、必要なか所数の検討を行う。				
取組内容		令和3年度の取組	令和3年度実績<令和2年度実績>	令和4年度の取組など
(7) 母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業		・平成29年度より、市内4母子生活支援施設において、退所母子について児童を対象とした学習支援の場の提供や定期的な家庭訪問等により関係機関と連携しての継続的な支援を行うとともに、入所中から、退所後の生活を見据えた地域ネットワークの構築や施設職員への指導を行うことにより、体系的な退所母子支援を実施している。	R3年度 ・実施か所数 4か所 ・支援延べ件数 6,192件 (学習指導 818件、各種相談 1,575件等) <R2年度> ・実施か所数 4か所 ・支援延べ件数 6,801件 (学習指導 1,357件、各種相談 1,669件等)	引き続き実施。
(8) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組		・児童家庭支援センターについて、児童相談所のどのような補完的役割を担うべきかを検討。子ども家庭総合支援拠点に対する必要な助言・支援について具体的にどのような支援的役割を担うべきかを必要な箇所数とあわせて検討。	R3年度 ・R3.6月 現事業者と意見交換 ・現事業者において関係機関等へ積極的に働きかけ、支援実績を重ねた。 ・相談等延べ件数 2,448件 <R2年度> ・相談等延べ件数 2,324件	・現事業者と意見交換実施 ・区チームリーダー会議にて事業説明 ・現場視察実施 ・現事業者において関係機関等へ積極的に働きかけ、支援実績を重ねている。 ・市においては、それらの実績を踏まえ引き続き検討する。
3 代替養育を必要とするこども数の見込み				
4 里親等への委託の推進に向けた取組				
【計画目標】 ・令和11年度末における里親等委託率 36.5%(3歳未満 41.0%、3歳から就学前 42.9%、学童期以降 33.9%) ・民間機関(里親支援機関A型)への委託実施数 令和3年度 3か所 令和8年度 4か所 ・里親登録数・ファミリーホーム数 <里親>令和6年度末 263世帯 令和11年度末 372世帯 <ファミリーホーム>令和6年度末 23か所 令和11年度末 28か所 ・里親委託児童数・ファミリーホーム委託児童数 <里親委託児童数>令和6年度末 205人 令和11年度末 291人 <ファミリーホーム委託児童数>令和6年度末 115人 令和11年度末 140人				
取組内容		令和3年度の取組	令和3年度実績<令和2年度実績>	令和4年度の取組など
(9) 乳幼児里親等委託率		家庭養育優先理念に基づき、まずは里親等への委託を検討している。	0~6歳(就学前児童)の里親等委託率 R3年度末 18.3% <R2年度末 16.9%> (参考) 学童期以降の里親委託率 R3年度末 21.6% <R2年度末 20.3%> 里親等委託率(全体) R3年度末 20.7% <R2年度末 19.3%> 令和3年度委託解除・措置変更の理由…別添①	引き続き実施

4 里親等への委託の推進に向けた取組

【計画目標】

・令和11年度末における里親等委託率 36.5% (3歳未満 41.0%、3歳から就学前 42.9%、学童期以降 33.9%)

・民間機関(里親支援機関A型)への委託実施数 令和3年度 3か所 令和8年度 4か所

・里親登録数・ファミリーホーム数

<里親>令和6年度末 263世帯 令和11年度末 372世帯

<ファミリーホーム>令和6年度末 23か所 令和11年度末 28か所

・里親委託児童数・ファミリーホーム委託児童数

<里親委託児童数>令和6年度末 205人 令和11年度末 291人

<ファミリーホーム委託児童数>令和6年度末 115人 令和11年度末 140人

取組内容		令和3年度の取組	令和3年度実績<令和2年度実績>	令和4年度の取組など
⑩	新規里親登録数・登録里親数 (里親種別ごと・ファミリーホーム)	家庭養育優先理念に基づき、まずは里親等への委託を検討している。	R3年度中 ・新規里親登録数 27世帯 ・新規ファミリーホーム開設数 3件 <R2年度中> ・新規里親登録数 25世帯 ・新規ファミリーホーム開設数 2件 R3年度末 ・登録里親数 192世帯 (養育里親182世帯【うち養子縁組里親との重複53世帯】、専門里親2世帯、親族里親5世帯、養子縁組里親56世帯) ・ファミリーホーム数 23 <R2年度末> ・登録里親数 174世帯 (養育里親165組【うち養子縁組里親との重複48世帯】、専門里親2世帯、親族里親4世帯、養子縁組里親51組) ・ファミリーホーム数 21	引き続き実施
⑪	委託こども数 (里親種別ごと・ファミリーホーム)		R3年度末 ・里親委託こども数 113人 (養育里親 90人、専門里親 1人、親族里親 10人、養子縁組里親 12人) ・ファミリーホーム委託こども数 113人 <R2年度末> ・里親委託こども数 114人 (養育里親90人、専門里親2人、親族里親10人、養子縁組里親12人) ・ファミリーホーム委託こども数 104人	引き続き実施

4 里親等への委託の推進に向けた取組

【計画目標】

・令和11年度末における里親等委託率 36.5% (3歳未満 41.0%、3歳から就学前 42.9%、学童期以降 33.9%)

・民間機関(里親支援機関A型)への委託実施数 令和3年度 3か所 令和8年度 4か所

・里親登録数・ファミリーホーム数

<里親>令和6年度末 263世帯 令和11年度末 372世帯

<ファミリーホーム>令和6年度末 23か所 令和11年度末 28か所

・里親委託児童数・ファミリーホーム委託児童数

<里親委託児童数>令和6年度末 205人 令和11年度末 291人

<ファミリーホーム委託児童数>令和6年度末 115人 令和11年度末 140人

取組内容		令和3年度の取組	令和3年度実績<令和2年度実績>	令和4年度の取組など
(12) フォスターング業務の包括的な実施体制の構築				
ア	こども相談センターの方針(里親等への委託優先)	家庭養育優先理念に基づき、新規措置や措置変更の際にまずは里親等への委託を検討している。	里親等委託件数 R3年度 新規・措置変更:96人 <R2年度 新規・措置変更:90人>	引き続き実施。
イ	各里親支援機関B型との更なる連携強化	里親支援専門相談員とは毎月ブロック会議にて里親家庭の訪問支援状況について情報共有を行い、連携して里親支援を行っている。 また児童福祉施設連盟の里親支援委員会にこども相談センター職員も出席し、普及啓発、研修について協議し、連携して実施している。	毎月ブロック会議を実施。 コロナ禍で中止となった月もあったが、リモートで行ったり、電話でやり取りし、訪問支援状況の共有に努めた。	令和4年度から「里親訪問等支援事業」を里親支援機関に委託して実施しており、毎月のブロック会議に里親支援機関も加わり、訪問支援状況について情報共有を行っている。 児童福祉施設連盟の里親支援委員会にも、こども相談センター及び里親支援機関が出席し、普及啓発や里親研修等について協議し、連携して実施している。
ウ	低年齢児の里親委託推進に向けた取組	低年齢児の里親委託にあたっては、里親の養育負担を軽減させるため、積極的に保育所等の利用を促している。	保育所等の利用を促しながら委託を行った。	低年齢児の里親委託にあたっては、引き続き積極的に保育所などの利用を促している。 里親支援機関に委託して実施しているスキルアップ研修において、令和4年度前期3回は低年齢児を受託している里親向けの内容を企画し実施。
エ	思春期の子どもの里親委託推進に向けた取組	令和3年度から、「里親研修・トレーニング等事業」をこども相談センター単位で里親支援機関に委託して実施。各機関年2回(合計6回)スキルアップ研修を実施。(令和3年度:コロナ感染拡大により1回は中止) 里親だけでなく、ファミリーホームにも研修案内を送付し、養育者や補助者の参加を促している。	スキルアップ研修実施 R3年度 5回 <R2年度 2回>	里親支援機関に委託して実施しているスキルアップ研修において、令和4年度後期3回は高年齢児(思春期の児童)を受託している里親向けの内容を企画し実施予定。

5 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【計画目標】

- ・特別養子縁組等に関する研修について、令和6年度における里親担当の児童福祉司の受講率 100%
- ・令和6年度における民間あっせん機関の第三者評価受審率 100%

取組内容		令和3年度の取組	令和3年度実績＜令和2年度実績＞	令和4年度の取組など
(13) こども相談センターでの取組				
ア	児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数	令和2年4月1日から民法改正により、特別養子縁組の手続きを二段階に分けて行うこととなり、児童相談所が関与しているケースについては全件、第一段階の申立を児童相談所長が行うこととしている。	R3年度 15件 <R2年度 11件>	引き続き実施。
イ	家庭養護促進協会との連携	毎日新聞の「あなたの愛の手を」欄に、こどもの写真や記事を掲載し、広く養親候補者を募り、応募があれば協会が調査を行い、こども相談センターに推薦があり、適格性を判断し里親委託を行っている。また、月1回、大阪府内の児童相談所の里親担当と協会で連絡会議を行い、協会が行っている養親候補者の調査状況等について共有している。	「あなたの愛の手を」掲載件数 R3年度 25件 <R2年度 25件> 協会による養親推薦件数 R3年度 8件 <R2年度 11件>	引き続き実施。
ウ	他府県児童相談所との連携による広域的な養親里親開拓	本市内の認定里親だけでは適当な養親候補者が見つからない場合や、「あなたの愛の手を」に掲載しても養親候補者が見つからない場合には、他府県児童相談所に候補者を求めることがある。	他府県里親委託件数 R3年度 23件 <R2年度 18件> ※特別養子縁組前提の里親委託	引き続き実施。
エ	養親希望者募集のあり方検討	家庭養護促進協会に委託している「あなたの愛の手を」掲載で見つける、本市の認定里親で適当な候補者がいないか探す、他府県児童相談所に候補者を求める等、できるだけ速やかに養親候補者が見つかるように、養親希望者のあり方を検討している。	-	引き続き実施。
オ	こども相談センター児童福祉司による特別養子縁組の推進	施設入所しているこどもで、保護者との面会交流が途絶え連絡がつかない場合は、積極的に特別養子縁組を検討している。	特別養子縁組検討件数 R3年度 26件 <R2年度> 31件 ※援助方針会議における検討件数 施設から里親等委託への措置変更 R3年度 12件 <R2年度 14件> ※特別養子縁組前提の里親委託	引き続き実施。
カ	養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業における研修会への参加	里親支援児童福祉司の資質向上のため、研修会に積極的に参加している。	研修受講人数 R3年度 0人 <R2年度 2人>	引き続き実施。
キ	里親支援専門相談員との連携による特別養子縁組の必要なこどもの把握	各施設の里親支援専門相談員から、保護者との交流状況やこどもの特性、施設での生活の様子等、特別養子縁組の必要なこどもの情報把握に努め、積極的に特別養子縁組を検討している。	-	引き続き実施。
ク	養子縁組成立後の支援	養子から自身の生い立ちについて知りたい等の相談があれば、ルーツ探しの対応及び生い立ちの整理を実施。養親・養子の交流事業については、家庭養護促進協会に委託して実施している。	養子等からの相談対応件数 R3年度 4件 <R2年度 0件> 養親・養子の交流事業 R3年度 11回 <R2年度 9回> ※R2年度はコロナ禍のため、回数は減っている。	引き続き実施。
(14)	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る取組	職員の研修受講や第三者評価受審に係る財政措置を含めた支援を行うとともに、必要に応じ指導を行っている。	R3年度 公益社団法人 家庭養護促進協会 研修受講 2名 ・第三者評価受審済み <R2年度> 公益社団法人 家庭養護促進協会 研修受講 1名 ※R3年度末現在、大阪市の民間あっせん機関 1か所	引き続き実施。

6 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組（別紙2）

【計画目標】

- ・乳児院、児童養護施設：令和11年度末までに本体施設の小規模グループケア化を完了
- ・母子生活支援施設：ショートステイ専用施設（ユニット）1か所開設、特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援

取組内容		令和3年度の取組	令和3年度実績＜令和2年度実績＞	令和4年度の取組など
⑯	施設種別ごとの小規模かつ地域分散化された施設の入所こども数	令和11年度末までに全ての乳児院及び児童養護施設の小規模かつ地域分散化を図るため、国の交付金等を活用し、施設本体のユニット化に係る建替え整備や分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の開設整備等について補助を行っている。	R4年3月末現在 乳児院（市所管施設の市児童 135人） ・小規模GC（本体施設） 98人 ・小規模GC（分園型） 13人 児童養護施設（市所管施設の市児童 587人） ・小規模GC（本体施設） 153人 ・小規模GC（分園型） 24人 ・地域小規模児童養護施設 89人 <R3年3月末現在> 乳児院（市所管施設の市児童 155人） ・小規模GC（本体施設） 107人 ・小規模GC（分園型） 10人 児童養護施設（市所管施設の市児童 602人） ・小規模GC（本体施設） 134人 ・小規模GC（分園型） 25人 ・地域小規模児童養護施設 77人	R4年度以降 ・児童養護施設（本体） 1か所 (R4年度以降開設予定) ・地域小規模児童養護施設 5か所 (R4年4月2か所、R4年8月1か所、R5年2か所) ・R4.6月～8月 整備計画の進捗状況等について各施設とのヒアリングを実施
⑰	高機能化に向けた取組	専門職の即時対応等のケアニーズが高い子どもに専門的なケアを提供できる施設（児童心理治療施設、児童自立支援施設）の入所こども数	R4年3月末現在 121人 <R3年3月末現在 138人>	-
⑱	多機能化に向けた取組	母子生活支援施設の多機能化としての、産前・産後母子支援事業の実施 ※R2.10からボ・ドーム大念佛で実施	産前・産後母子支援事業による支援件数 R3年度 147件 <R2年度 24件（ただし、R2.10.1事業開始）>	今後も引き続き取り組みを実施。
⑲	施設の入所期間別のことども数	乳児院の多機能化としての、一時保護専用ユニットの整備 ※R3.11から四恩みろく乳児院にて一時保護専用ユニット開設	R3年度末 1か所 <R2年度末 0か所>	今後も引き続き取り組みを実施。

7 一時保護改革に向けた取組				
【計画目標】 <将来像> 4か所の一時保護所を設置し、合わせて170人の定員枠 (東部一時保護所 定員40人・北部一時保護所 定員40人・中央(建替後)一時保護所 定員60人・南部一時保護所 定員30人)				
	取組内容	令和3年度の取組	令和3年度実績<令和2年度実績>	令和4年度の取組など
⑯	量の確保			
ア	一時保護所での一時保護子ども数とそれ以外の子ども数	こども相談センター所長が必要と認める場合、児童を一時保護し、こどもの最善の利益を考慮した保護や養育を実施。	令和3年度 一時保護所入所実人数 959人 委託一時保護児童数 391人 <令和2年度> 一時保護所入所実人数 766人 委託一時保護児童数 506人	取り組みを継続。
イ	一時保護所の職員体制を整えながら、定員数の確保	予定通りに職員を配置できるよう調整。	令和3年度 予定通りに職員を配置 <令和2年度> 南部こども相談センター一時保護所の再整備(定員30→40名)を決定(開設:令和8年度)	取り組みを継続。
⑰	質の向上			
ア	児童が生活しやすい環境づくり	生活アンケートや日記、普段の生活の中で児童の希望を把握し隨時対応。	令和3年度 アンケート 毎月実施(児童が希望すれば隨時可能) 日記 毎日実施 <令和2年度> アンケート 每月実施(児童が希望すれば隨時可能) 日記 每日実施	取り組みを継続。
イ	児童の意見表明の機会の保障	生活アンケートや日記、普段の生活の中で、児童の意見を把握。	令和3年度 アンケート 毎月実施(児童が希望すれば隨時可能) 日記 毎日実施 退所時アンケート一部試行 <令和2年度> アンケート 每月実施(児童が希望すれば随时可能) 日記 每日実施	取り組みを継続。
ウ	一時保護の支援の進行管理	一時保護所SVとケースワーカーのSVが隨時実施。	令和3年度 一時保護所入所期間 平均37日 <令和2年度> 一時保護所入所期間 平均49日	取り組みを継続。
エ	第三者評価の受審	令和3年は南部こども相談センターにて実施。	令和3年度 1回 <令和2年度 0回>	令和4年度 未実施。以降未定。

8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【計画目標】

- ・各年度末における、施設等から年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除されたすべての者に対し、継続支援計画が策定された率について、100%を維持。

取組内容		令和3年度の取組	令和3年度実績＜令和2年度実績＞	令和4年度の取組など
㉑	児童自立生活援助事業(自立援助ホームの運営)	義務教育を修了し、児童養護施設等を退所して就職するこども等を対象に、共同生活する住居を提供し、生活設計や就労に関する相談、日常生活上の援助及び生活指導を行うことにより、社会的自立を促進する。	令和3年度末 5か所 <令和2年度末 5か所>	児童福祉法が改正され、今後施行に向けて国から示される通知等をふまえ、対応を検討予定。
㉒	就学者自立生活援助事業	大学等に就学中の自立援助ホームの入居者が20歳到達後も原則学校を卒業するまで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として「就学者自立生活援助事業」が創設され、大阪市において、「就学者自立生活援助事業」として支援を行っている。	令和3年度 2件 <令和2年度 2件>	引き続き実施。
㉓	継続支援計画の策定率	各年度において、施設等から年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除されたすべての者に対し、継続支援計画を策定している。	令和3年度 100%(74件) <令和2年度 100%(70件)>	引き続き実施。
㉔	社会的養護継続支援事業	措置解除後における安定的な住まいの確保にかかる費用の支給、及び施設等に居住する際に必要となる生活費を支給している。	令和3年度 15件 <令和2年度 14件>	引き続き実施。
㉕	施設退所児童自立支援	児童養護施設及び児童心理治療施設等に退所前の自立支援及び退所後のアフターケアを担う専任の自立支援担当職員を配置し、継続的に退所児童の状況把握を行い、適切な支援を実施することにより早期離職等を防ぐ。 R2年度まで施設への委託事業として実施し、R3年度から措置費加算制度へ移行。	令和3年度 自立支援担当職員(専任)の配置施設 児童養護施設 10施設(地域小規模児童養護施設1施設含む) 児童心理治療施設 3施設 自立援助ホーム 1施設 ※R2年度まで施設退所児童自立生活支援事業 <令和2年度> R2年度まで施設への委託事業として実施し、R3年度から措置費加算制度へ移行。	引き続き実施。
㉖	施設退所児童等社会生活・就労支援事業	アフターケア事業部に委託し、施設退所児童について社会生活に必要な知識・生活技能の習得や就業に関する支援を実施している。	令和3年度 95% (対象者43人、就労者41人) <令和2年度> 95% (対象者38人、就労者36人)	引き続き実施。

9 児童相談所の強化等に向けた取組				
【計画目標】 児童相談所の複数設置 ・令和3年度 北部こども相談センターの開設 ・令和6年度 中央こども相談センターの移転 ・令和8年度 東部こども相談センターの開設				
取組内容		令和3年度の取組	令和3年度実績＜令和2年度実績＞	
(27) 児童相談所の複数設置や国が示す配置標準等に伴う専門職等職員の確保について、専門職の人材育成を実施しながら、計画的な増員配置を進める。		人口3万人に1人+虐待相談件数に基づき試算した職員(児童福祉司、児童心理士)体制、及び児童相談所4か所体制が実施できるよう、職員配置を令和8年度までに計画的に実施する。	令和3年度 372人 <令和2年度 312人>	人口3万人に1人+虐待相談件数に基づき試算した職員(児童福祉司、児童心理士)体制、及び児童相談所4か所体制が実施できるよう、職員配置を令和8年度までに計画的に実施する。 令和3年度虐待相談件数(速報値)による試算:554名
(28) 人材育成については、児童福祉司任用前講習・任用後研修・スーパーバイザー研修など義務研修を確実に受講する職場環境を整備し、加えて現任研修、施設での実地研修、各種専門プログラム研修など研修を充実させ専門性を高める。		児童福祉司任用前講習及び児童福祉司任用後研修について、国により定められている必要履修科目数・時間数に基づき、本市において企画・実施している。	令和3年度 義務研修受講者数 60人 (児童福祉司任用前講習 4人 児童福祉司任用後研修 37人 スーパーバイザー研修 19人) <令和2年度> 義務研修受講者数 63人 (児童福祉司任用前講習 7人 児童福祉司任用後研修 45人 スーパーバイザー研修 11人)	研修受講にあたっては、受講しやすい環境づくりをより一層整えていく。

【令和3年度里親等委託解除・措置変更について】

里親委託解除 27件

※里親委託解除理由	特別養子縁組成立	15件
	家庭引き取り	5件
	満年齢	2件
	就職	2件
	その他	3件

FH 委託解除 28件

※F H 委託解除理由	家庭引き取り	15件
	就職	4件
	満年齢	1件
	その他	8件

里親から措置変更 26件

※措置変更先	児童福祉施設	5件
	他の里親	1件
	その他	20件

F Hから措置変更 7件

※措置変更先	児童福祉施設	1件
	他の里親	1件
	その他	5件

こども家庭支援体制の構築等に向けた取組にかかる社会的養育推進計画と関わりが深い支援メニューについて

年度	乳児家庭全戸訪問事業		養育支援訪問事業		地域子育て支援拠点事業			
	量の見込み	実績	量の見込み	実績	量の見込み	確保方策	実績	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人日/月)	(か所)	(人)	(か所)
27年度	19,728	20,542	987	950	67,255	102	68,154	103
28年度	19,685	20,684	987	929	67,138	110	72,539	110
29年度	19,801	20,109	987	1,051	67,481	117	68,534	110
30年度	19,782	19,857	987	1,008	67,464	124	69,854	116
元年度	19,783	19,150	987	942	67,492	129	65,892	118
2年度	19,854	17,817	1,095	918	39,126	141	44,277	119
3年度	19,938	17,339	1,154	1,100	38,642	141	42,395	129
4年度	19,865		1,214		37,757	141		
5年度	19,939		1,284		37,103	141		
6年度	20,049		1,362		36,479	138		

:

年度	利用者支援事業			子育て短期支援事業（ショートステイ）			ファミリー・サポート ・センター事業（就学前）			ファミリー・サポート ・センター事業（学童期）		
	量の見込み	確保方策	実績	量の見込み	確保方策	実績	量の見込み	確保方策	実績	量の見込み	確保方策	実績
	(か所)	(か所)	(か所)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)
27年度	24	24	24	1,346	1,346	597	20,552	20,552	14,469	5,555	5,555	4,624
28年度	24	24	24	1,342	1,342	715	20,613	20,613	16,131	5,570	5,570	4,553
29年度	24	24	24	1,354	1,354	406	20,675	20,675	17,528	5,586	5,586	3,737
30年度	24	24	24	1,352	1,352	575	17,151	17,151	17,595	5,603	5,603	3,584
元年度	24	24	24	1,353	1,353	958	17,214	17,214	19,441	5,619	5,619	2,774
2年度	24	24	24	1,230	1,230	352	17,581	17,581	15,379	3,438	3,438	1,886
3年度	24	24	24	1,232	1,232	334	17,579	17,579	18,692	3,435	3,435	1,220
4年度	24	24		1,218	1,218		17,515	17,515		3,438	3,438	
5年度	24	24		1,227	1,227		17,496	17,496		3,428	3,428	
6年度	24	24		1,227	1,227		17,513	17,513		3,404	3,404	

乳児院	計画策定前 定員（令和元年9月）					最終形 定員（本体施設4×4以下）（令和11年度末）					定員（令和2年度末）					定員（令和3年度末）					
	本体 ユニット		分園型			本体 ユニット		分園型			本体 ユニット		分園型			本体 ユニット		分園型			
	か所	人数	か所	人数		か所	人数	か所	人数		か所	人数	か所	人数		か所	人数	か所	人数		
計	190	21	123	2	8	108	27	108	13	53	188	21	123	2	10	188	21	123	2	10	
家庭的な養育環境 の割合	198				161					198					198						
家庭的な養育環境 の割合	66.2%				100.0%					67.2%					67.2%						

児童養護施設	計画策定前 定員（令和元年9月）						最終形 定員（本体施設4×4以下）（令和11年度末）						定員（令和2年度末）						定員（令和3年度末）									
	本体 ユニット		分園型		地域小規模		本体 ユニット		分園型		地域小規模		本体 ユニット		分園型		地域小規模		本体 ユニット		分園型		地域小規模					
	か所	人数	か所	人数	か所	人数	か所	人数	か所	人数	か所	人数	か所	人数	か所	人数	か所	人数	か所	人数	か所	人数	か所	人数				
計	785	17	122	1	6	11	66	256	64	256	15	98	39	234	705	20	160	4	28	15	90	710	26	205	4	28	16	96
家庭的な養育環境 の割合	857				588					823					834					39.4%								
家庭的な養育環境 の割合	22.6%				100.0%					33.8%					39.4%													

(18) 施設の入所期間別の子ども数

別紙3

(令和3年3月1日)

乳児院

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	合計
62	63	23	9	4	0	0	161

(令和4年3月1日)

乳児院

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	合計
59	45	32	10	4	1	0	151

児童養護施設

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上 11年未満	11年以上 12年未満
123	121	78	42	53	35	46	58	32	39	28	19
12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 合計					
18	22	15	3	2	1	0	735				

児童養護施設

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上 11年未満	11年以上 12年未満
110	114	105	65	52	41	59	36	40	24	32	24
12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 合計					
10	14	13	9	0	0	0	748				

児童心理治療施設

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	合計
15	24	18	5	6	3	3	3	1	1	79

児童心理治療施設

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上 11年未満	合計
23	19	16	15	6	4	2	1	3	1	1	91

児童自立支援施設

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 合計
22	24	8	0	1	0	0	55

児童自立支援施設

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 合計
29	14	12	0	0	0	0	55

母子生活支援施設（退所世帯）

6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
6	9	8	2	3	2	4	0	34

母子生活支援施設（退所世帯）

6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上	合計
5	12	9	7	7	2	22	2	66	

(令和3年3月1日)

里親

1年未満	1年以上 2年未 満	2年以上 3年未 満	3年以上 4年未 満	4年以上 5年未 満	5年以上 6年未 満	6年以上 7年未 満	7年以上 8年未 満	8年以上 9年未 満	9年以上 10年未 満	10年以上 11年未 満	11年以上 12年未 満
38	28	13	5	6	10	6	1	2	1	0	1
12年以上 13年未満	13年以上 14年未 満	14年以上 15年未 満	15年以上 16年未 満	16年以上 17年未 満	17年以上 18年未 満	18年以上 合計					
2	0	0	0	0	0	0	113				

(令和4年3月1日)

里親

1年未満	1年以上 2年未 満	2年以上 3年未 満	3年以上 4年未 満	4年以上 5年未 満	5年以上 6年未 満	6年以上 7年未 満	7年以上 8年未 満	8年以上 9年未 満	9年以上 10年未 満	10年以上 11年未 満	11年以上 12年未 満
39	28	16	8	4	6	10	2	0	0	1	0
12年以上 13年未満	13年以上 14年未 満	14年以上 15年未 満	15年以上 16年未 満	16年以上 17年未 満	17年以上 18年未 満	18年以上 合計					
0	1	0	0	0	0	0	115				

ファミリーホーム

1年未満	1年以上 2年未 満	2年以上 3年未 満	3年以上 4年未 満	4年以上 5年未 満	5年以上 6年未 満	6年以上 7年未 満	7年以上 8年未 満	8年以上 9年未 満	9年以上 10年未 満	10年以上 11年未 満	合計
28	17	25	12	7	2	6	0	1	2	106	

ファミリーホーム

1年未満	1年以上 2年未 満	2年以上 3年未 満	3年以上 4年未 満	4年以上 5年未 満	5年以上 6年未 満	6年以上 7年未 満	7年以上 8年未 満	8年以上 9年未 満	9年以上 10年未 満	10年以上 11年未 満	11年以上 12年未 満	合計
40	22	13	14	9	5	4	4	5	0	0	2	118